

元の生活を返せ訴訟 第19回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第19回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第19回口頭弁論：9月21日（水）14：00から

同時開催：第19回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2016年9月21日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

第1 訴訟そのものの概要

1、当事者

原 告 福島県いわき市の市民1,574人（1次822人／2次571人／3次181人）
世帯数（1次336世帯／2次264世帯・内16は1次と重複／3次83世帯）

被 告 国、東京電力株式会社

2、原告の内訳

子ども1（本件事故当時、0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む）（1次140人／2次78人／3次30人）

子ども2（本件事故後に懐胎・誕生した子）（1次8人／2次6人／3次5人）

妊 婦（本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人）（1次7人／2次4人）

一 般（1次667人／2次483人／3次146人）

3. 請求内容

①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で18歳未満の者に対しては毎月8万円、それ以外の者に対しては毎月3万円。

②本件事故後に懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金25万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金25万円（②の慰謝料と合わせて合計50万円）。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方です。

第2 第19回口頭弁論の概要

1 原告

- ①準備書面（38）：被告国の規制義務の存在，規制が実施されれば本件事故の回避が可能であったこと。

電気事業法等の趣旨から，被告国は，原子力災害が「万が一にも起こらないようにする」ために実効性のある規制権限の行使を適切に行う必要があります，かつ最新の科学技術水準への即応性が求められます。

2002年の被告東京電力による自主点検記録の改ざん問題が発覚したことに端を発して様々な不正と事故隠しが発覚し，被告国の機能を強化する法改正とともに，原子力安全基盤機構が設立され，また「安全情報検討会」が設置されました。そこでは，様々な事例が検討され，代表例が1991年の福島第一で発生した内部溢水事故でした。そこでは，内部溢水及び外部溢水の対策の緊急度及び重要度の確認がされました。

そして，1999年「津波浸水予測図」，2002年「長期評価」，2006年被告東電の報告により，敷地高さを超える津波が襲来する可能性が判明しました。そのため，被告国は，その詳細の調査研究とともに，その防護措置を講じるように命じる義務が発生しており，それが適切に行われていれば，本件事故の被害は回避することができました。

- ②準備書面（39）：津波襲来の予見可能性

1997年「4省庁報告書」，1999年「津波浸水予測図」を経て取りまとめられた2002年「長期評価」は，M8クラスの大地震が福島県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りにかけて，どこでも発生する可能性があることを示しました。そのため，この公表の直後には，これに基づく津波推計を当然に行うべきであり，その津波推計により福島第一原発において，少なくともO. P. +12メートル程度の津波の襲来が予見可能でした。

- ③準備書面（40）：「津波評価技術」の問題点

被告らが「唯一の基準」とする「津波評価技術」は，過去及び将来の地震についての詳細な検討を踏まえてものではなく，個別地域の地震発生可能性を検討しているのが「長期評価」です。「津波評価技術」は津波の「伝播計算」という手法を目的としたものであり，被告らはその本来の目的を意図的に超えて利用したものです。

- ④代表原告の陳述書の提出

これまで提出した原告のアンケート式陳述書等の結果による，いわき市全体の被害の実体を踏まえ，全原告を代表して，50人程度の原告の陳述書の提出を予定しています。その代表陳述書により，具体的な被害の詳細な実態も証明する予定です。今回提出するのはその第1弾です。

2 東電

約束の期限から1週間も遅れて準備書面(13)が提出されました。原告の損害論に対する反論です。しかし、その内容は、被告らに都合のよい単なる事実をならべるだけで、いわき市の住民の現実の不安を全く無視するものです。また、「本件事故後の避難者の流入により人口が増えた」、「新築住宅の着工が増えた」などを示して「経済が好転した」などと主張し、あたかも「本件事故によりいわき市が経済的に潤ったからよいではないか」と言わんばかりの主張を行っています。

3 国

準備書面は提出せず、原子力損害賠償法の立法に関する参議院商工委員会の議事録等の証拠のみ提出しました。

4 第19回口頭弁論の進行

原告側からは、原告代理人が「原告準備書面(38)～(39)」に関する意見陳述を行います。

4 第20回法廷

2016年11月14日(月)

※開始時間は午後2時の可能性が高いですが、本日の期日で決まります。

以上